

名家連ニュース

令和2年2月18日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.690号

令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議資料概要 ⑧

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化の取組の推進

断らない相談(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施



(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

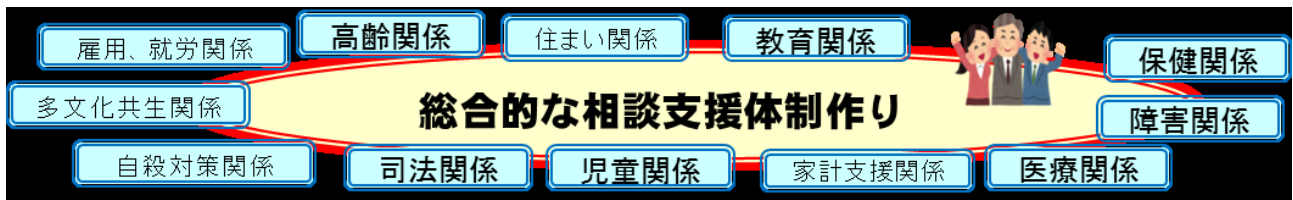
- ◆ 地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保
 - 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
 - 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等
- ◆ 地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

※自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げ的事业

(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

- ◆ 多機関の協働による包括的支援
 - 複合化・複雑化した課題等に寄り添い、的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築
 - ◆ 参加支援
 - 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施
- (取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み
- 新たな社会資源の創出、地域に不足する資源の検討



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

生活困窮者自立支援制度の推進

- 平成31年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある

者や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。

○ このため、令和2年度予算案において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。



課題

○ 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等

—改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた任意事業の全国実施の促進—
—ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化等

令和2年度予算案 487.1 億円（令和元年度予算額 438.2 億円）

（参考）令和元年度補正予算案 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進 12.4 億円

対応

① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

・都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業（モデル事業）の創設【5.8 億円】

② 自立相談支援や就労支援の機能強化等（事業内容の強化）

ア. アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化【31.7 億円】



イ. 就労支援の機能強化

・広域での就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進（都道府県事業）【3.3 億円】

・就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化（就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化（省令改正を予定））

・農業分野等との連携強化事業（就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング）の創設（国事業）【1.0 億円】

ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進

・学習支援会場の設置促進【5.0 億円】※上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う。また、令和元年度補正予算において、働きながら国家資格の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化

○ 生活困窮者自立支援法の改正により、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」を一時生活支援事業に追加するなど、居住に係るソフト面での施策を強化。

○ 一方、住宅施策では、新たな住宅セーフティネット制度において、「専用住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」等のハード・ソフト面の支援を行っている。

○ 居住支援法人を地域居住支援事業の事業実施者として明確化するとともに、居住支援法人との連携強化により、入居から見守り支援まで行う自治体については、優先して事業採択することとする。